

新型コロナウイルス感染症に対する支援制度一覧表

令和2年5月15日現在

一覧表について



- ・支援を受けるには手続きが必要です。制度の詳細については、各問い合わせ先までご連絡ください。
- ・「問い合わせ先等」の欄は、○:国の窓口 □:県の窓口 ◇:市の窓口 ☆:その他の団体の窓口として記載しています。
- ・ この色の付いている支援制度は、加東市独自の支援制度です。

1. 世帯や個人に対する給付などの支援


制度の名称など	対 象	制度概要	問い合わせ先等	確認
① 特別定額給付金	給付対象者の 属する世帯の 世帯主	基準日(令和2年4月27日)において 住民基本台帳に記録されているす べての方(外国人含む)に1人あたり 10万円を給付 申請期限:R2.8.20	○ 総務省 特別定額給付金コールセンター 0120-260-020 ◇ 加東市総務財政課 特別定額給付金専用ダイヤル 0795-43-0581	□
② 子育て世帯への 臨時特別給付金	児童手当を受 給する世帯 ※特例給付受 給世帯は除く	児童手当(本則給付)を受給する世 帯(0歳から中学生までの児童のいる 世帯)に対し、臨時特別給付金(一 時金)として、対象児童1人あたり1 万円を上乗せ支給 ※1回限り 申請期限:R2.12.31	◇ 加東市福祉総務課 0795-43-0408	□
③ 子育て世帯緊急 支援給付金	児童手当を受 給する世帯 ※特例給付受 給世帯を含む	国の制度「子育て世帯への臨時特 別給付金」に加え、国の制度では、 対象外となっている特例給付世帯を 含め、児童1人あたり1万円を追加 支給 申請期限:R2.12.31	◇ 加東市福祉総務課 0795-43-0408	□
④ ひとり親世帯緊急 支援給付金	児童扶養手当 の受給資格を 有する世帯 ※所得制限に よる支給停止世 帯を含む	ひとり親に対し、扶養している子ども の人数に応じて給付金を支給 児童1人:3万円、2人目以降1万円 加算 申請期限:R2.8.31		□
⑤ 新型コロナウイルス 感染症対策商 品券(仮称)	個人	家計支援と、やむを得ず営業制限し ている市内の店舗・事業所の経営継 続支援のため、住民基本台帳に記 録されている方を対象に、購入引換 券を交付。2万円分の商品券を1万 円で販売(1人1冊) ・販売及び使用期間はR2.7.1~ R3.2.28	◇ 加東市商工観光課 0795-43-0531	□
⑥ 生活福祉資金特 例貸付 緊急小口資金 (新型コロナウイルス 特例貸付)	世帯	休業等により収入の減少があり、緊 急かつ一時的な生計維持のため、 世帯に対し原則無利子で貸付 限度額:10万円以内 (特例適用限度額:20万円)	☆ (社福)兵庫県社会福祉協議会 078-242-7944 ☆ (社福)加東市社会福祉協議会 0795-42-2006	□
⑦ 生活福祉資金特 例貸付 総合支援資金 【生活支援費】 (新型コロナウイルス 特例貸付)	世帯	失業等により生活に困窮し、日常生 活の維持が困難となっている世帯に 対し、原則無利子で貸付 単身世帯:月額15万円以内 複数世帯:月額20万円以内 貸付期間:原則3か月間	◇ 加東市社会福祉課 0795-43-0407	□

制度の名称など	対 象	制度概要	問い合わせ先等	確認
⑧ 一時生活支援 事業	個人	住居を持たない方、不安定な住居 形態にある方に、一定期間、宿泊場 所や衣食を提供	◇ 加東市社会福祉課 0795-43-0407	<input type="checkbox"/>
⑨ 住居確保給付金 (家賃の補助)	離職等の日から 2年以内又は、 やむを得ない休 業等により収入 を得る機会が減 少した方	離職や収入減少により住居を喪失 又は喪失のおそれのある方に3か月 間(一定の条件により延長及び再延 長が可能)住宅費(家賃)を支給	◇ 加東市社会福祉課 0795-43-0407	<input type="checkbox"/>
⑩ 市営住宅の提供	個人 (住宅困窮者)	失業により社宅等を強制退去させら れた住宅困窮者に、一定期間、市 営住宅を提供	◇ 加東市都市政策課 0795-43-0517	<input type="checkbox"/>
⑪ 県営住宅の提供	①解職・離職者 ②居所としてい たインターネットカ フェの休業要請 に伴う居所喪失 者	①入居要件を緩和し、抽選によらず 県営住宅を提供 (原則1年以内の入居) ②一時的な居所として無料 (休業要請期間)	□ 兵庫県住宅管理課 ①078-230-8470 ②078-230-8459	<input type="checkbox"/>
⑫ 傷病手当金 (国民健康保険)	被保険者	感染した又は感染が疑われる場合 に、その療養のために仕事を4日以 上休んだことにより、給与の全部又は 一部を受け取ることができなかつた ときに支給	◇ 加東市保険医療課 0795-43-0500	<input type="checkbox"/>
⑬ 傷病手当金 (後期高齢者医療 制度)	被保険者		☆ 兵庫県後期高齢者医療 広域連合 078-326-2649 ◇ 加東市保険医療課 0795-43-0501	<input type="checkbox"/>

2. 中小企業者・小規模事業者等に対する給付などの支援

制度の名称など	対 象	制度概要	問い合わせ先等	確認
① 持続化給付金	中小法人 個人事業者等	ひと月の売上げが前年同月比で 50%以上減少している事業者に対 し、事業の継続を下支えし、事業全 般に使える給付金を支給 ・最大、中小法人200万円、個人事 業者100万円 申請期限:R3.1.15	○ 経済産業省 持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 I P電話専用回線 03-6831-0613 https://www.meti.go.jp/ covid-19/jizokuka-kyufukin.html 	<input type="checkbox"/>
② 休業要請事業者 経営継続支援事 業 【県・市協調事業】	兵庫県内に事 業所を置く中小 法人・個人事業 者	兵庫県が行った休業要請や営業時 間短縮の要請に応じ、令和2年4月 又は5月の売上げが前年同月比で 50%以上減少した中小法人、個人 事業者、国の持続化給付金に加 え、事業継続を支えるための支援金 を支給 申請期限:R2.6.30 ※兵庫県に委託	□ 兵庫県経営継続支援金事務局 経営継続支援金相談ダイヤル 078-361-2281 https://web.pref.hyogo.lg.jp/ sr07/kyugyoshien.html 	<input type="checkbox"/>

制度の名称など	対 象	制度概要	問い合わせ先等	確認
③ 中小企業者持続 支援給付金	加東市内に事 業所を置く中小 法人・個人事業 者	令和2年4月又は5月の売り上げが前 年同月と比較して20%以上減少し ている等の要件に該当した事業者に 10万円を支給 申請期限:R2.7.31 ※加東市商工会に委託	◇ 加東市商工観光課 0795-43-0531 ☆ 加東市商工会 0795-42-0253	<input type="checkbox"/>
④ 雇用調整助成金	事業者	経済上の理由により事業活動の縮 小を余儀なくされた事業者が、労働 者に対して一時的に休業、教育訓練 等を行い、労働者の雇用維持を図つ た場合に休業手当等の一部を助成	○ ハローワーク西脇 0795-22-3181	<input type="checkbox"/>
⑤ 雇用調整助成金 (緊急雇用安定助 成金含む)	雇用保険・労災 保険に加入して いない個人農 業経営者(被雇 用者4人以下)	令和2年4月1日～令和2年6月30 日の間に労働者を休業させた場合、 支払った休業手当の5分の4を助成 (上限8,330円/日)※農業委員会 が交付する「耕作者証明書」の添付 が必要 申請期限:R2.6.16	○ 近畿農政局 兵庫県拠点地方参事官室 078-331-5924	<input type="checkbox"/>
⑥ 小学校休業等対 応助成金 (企業向け)	事業者	小学校等が臨時休業をした等の理 由で、子どもの世話を保護者として 行うことが必要となった労働者に対 し、有給休暇を取得させた事業者へ 助成金を支給 申請期限:R2.9.30	○ 厚生労働省 学校等休業助成金・支援金 受付センター 0120-60-3999	<input type="checkbox"/>
⑦ 小学校休業等対 応支援金 (個人向け)	委託などにより 業務を行う個人	小学校等の臨時休業に伴い、子ども の世話をするために、契約した仕事 ができなくなった個人で仕事をする 保護者へ支援金を支給 申請期限:R2.9.30		<input type="checkbox"/>
⑧ 小学校休業等対 応助成金	雇用保険・労災 保険に加入して いない個人農 業経営者(被雇 用者4人以下)	子どもの世話をするため令和2年2月 27日～令和2年6月30日の間に有 給休暇を取得した労働者に支払った 賃金相当額を助成(上限8,330円/ 日)※農業委員会が交付する「耕作 者証明書」の添付が必要 申請期限:R2.9.16	○ 近畿農政局 兵庫県拠点地方参事官室 078-331-5924	<input type="checkbox"/>
⑨ 新型コロナウイルス 感染症対策信 用保証料補助金 (拡充)	加東市内に事 業所を置く中小 企業者	兵庫県が新設した融資制度(経営円 滑化貸付・借換等貸付・経営活性化 資金)を兵庫県信用保証協会の保 証を付して利用する場合の信用保 証料を補助 ※上限100万円	◇ 加東市商工観光課 0795-43-0531	<input type="checkbox"/>
⑩ 上記のほか、 事業者に対する 経済産業省関連 各種支援制度	事業者	経済産業省トップページ 「新型コロナウイルス支援策」で各支 援策参照	○ 経済産業省 ※支援事業により連絡先が異なる ため、下記のURLまたはQRコード からご確認ください。 https://www.meti.go.jp/covid-19/ 	<input type="checkbox"/>

制度の名称など	対 象	制度概要	問い合わせ先等	確認
⑪ ①～⑩のほか、事業者に対する兵庫県関連各種支援制度	事業者	「兵庫県緊急時用」トップページで、各支援策参照	<input type="checkbox"/> 兵庫県 ※支援事業により連絡先が異なるため、下記のURLまたはQRコードからご確認ください。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/corona_support_top01.html 	<input type="checkbox"/>

3. 学校関連の支援

制度の名称など	対 象	制度概要	問い合わせ先等	確認
① 就学援助 (対象拡充)	小・中学生の保護者	世帯の収入が激減し、令和2年中の見込所得が所得基準額以下となる世帯の保護者にも、就学に必要な学用品費等の一部を援助 申請期限：R2.6.30 ※状況により申請期限を延長	◇ 加東市教育委員会教育総務課 0795-43-0540	<input type="checkbox"/>
② 高校生等奨学給付金(対象拡充)	家計急変後の年収見込が非課税世帯相当と認められる世帯	保護者が失職するなど、家計急変により収入が激減し、低所得者となった世帯を給付対象に追加	<input type="checkbox"/> 兵庫県教育委員会財務課 078-362-3882 (国公立) <input type="checkbox"/> 兵庫県私学教育課 078-362-3104 (私立)	<input type="checkbox"/>
③ 公立高等学校等授業料の減免	家計急変により収入減少した高校生等	保護者が失職するなど、家計急変により収入が減少した世帯の生徒の授業料を減免	<input type="checkbox"/> 兵庫県教育委員会財務課 078-362-3882	<input type="checkbox"/>
④ 私立高校生等授業料軽減臨時特別補助(拡充)	家計が急変した世帯	保護者の収入が減少するなど、家計が急変した世帯に対する、授業料軽減補助(臨時特別分)	<input type="checkbox"/> 兵庫県私学教育課 078-362-3104	<input type="checkbox"/>
⑤ 高等学校奨学資金	家計急変により収入減少した高校生等	保護者が失職するなど、家計急変により収入が減少した高校生等に対し、奨学資金を貸与	☆ (公財)兵庫県高等学校教育振興会 078-361-6640	<input type="checkbox"/>

4. 税金や公共料金等の減免や納付猶予による支援

制度の名称など	対 象	制度概要	問い合わせ先等	確認
① 上水道料金の減免	①一般家庭及び市内在住の個人事業者 ②法人及び市外在住の個人事業者	①令和2年6月～11月請求の6か月分全額免除 ②令和2年6月～11月請求の6か月分基本料金免除 ※申請不要 ※下水道使用料は免除対象外	◇ 加東市管理課 0795-43-0533 ◇ 水道お客さまセンター 0795-43-0538	<input type="checkbox"/>
② 上下水道料金(使用料)の徴収猶予	契約者	収入が大幅に減少した等の事情により、一時的に水道料金、下水道使用料の支払いが困難な契約者に対し、支払期限を猶予		<input type="checkbox"/>

制度の名称など	対 象	制度概要	問い合わせ先等	確認
③ 【固定資産税・都市計画税】 中小事業所等の事業用家屋及び償却資産に対する課税標準の特例	中小事業者等	事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度の固定資産税及び都市計画税は、売上高の減少割合に応じて、2分の1又は全額を軽減 申請期限：R3.1.31	◇ 加東市税務課 0795-43-0395	<input type="checkbox"/>
④ 【固定資産税】 先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物に対する課税標準の特例	中小事業者等	認定先端設備等導入計画により設備投資を行った償却資産に係る固定資産税をゼロとする特例措置について、適用対象を拡充するとともに、適用期限を2年(令和4年度まで)延長 申請期限：取得した翌年の1月31日(令和5年3月31日取得分まで)	◇ 加東市税務課 0795-43-0395	<input type="checkbox"/>
⑤ 【自動車税・軽自動車税】 環境性能割の臨時的軽減の延長	自動車取得者	自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月(令和3年3月31日までに取得したものが対象)延長	<input type="checkbox"/> 自動車税 加東県税事務所自動車税課 0795-42-9331 ◇ 軽自動車税 加東市税務課 0795-43-0397	<input type="checkbox"/>
⑥ 【所得税・住民税】 寄附金控除の適用拡大	納税者、納税義務者	政府の開催自粛要請に応じて中止や延期されたイベントで、観客等がイベント主催者に対し払戻請求権を放棄した場合、当該放棄した金額(上限20万円)が所得税の寄附金控除の対象	○ 社税務署 0795-42-0223(代表) ◇ 加東市税務課 0795-43-0396	<input type="checkbox"/>
⑦ 【所得税・住民税】 住宅借入金等特別税額控除の適用要件の弾力化	納税者、納税義務者	住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、契約等要件を満たし、令和3年12月末までに当該住宅に入居したときは、住宅借入金等特別税額控除のうち所得税から控除しきれなかった額を個人の住民税の税額から控除	○ 社税務署 0795-42-0223(代表) ◇ 加東市税務課 0795-43-0396	<input type="checkbox"/>
⑧ 【不動産取得税】 特例措置の適用要件の弾力化	納税者、納税義務者	耐震基準不適合既存住宅の取得の日から6か月以内に、耐震改修を行い、入居できない場合でも、一定の期日までに耐震改修工事の請負契約を行い、当該工事の終了後6か月以内に入居したときは、当該住宅の取得に対する不動産取得税を減額	<input type="checkbox"/> 加東県税事務所 課税第2課 0795-42-9341	<input type="checkbox"/>
⑨ 国民健康保険税の減免	被保険者等	収入が減少した被保険者等に対して、国が示す減免の基準に該当する場合に、保険税を減免 ※令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来する国民健康保険税が対象	◇ 加東市保険医療課 0795-43-0500	<input type="checkbox"/>
⑩ 後期高齢者医療保険料の減免	被保険者等	収入が減少した被保険者等に対して、国が示す減免の基準に該当する場合に、保険料を減免 ※令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来する後期高齢者医療保険料が対象	☆ 兵庫県後期高齢者医療 広域連合 078-326-2673 ◇ 加東市保険医療課 0795-43-0501	<input type="checkbox"/>

制度の名称など	対 象	制度概要	問い合わせ先等	確認
⑪ 国民年金保険料の免除	被保険者等	保険料の納付が困難な方に対し、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、免除申請が可能	☆ 明石年金事務所 078-912-4983 ◇ 加東市保険医療課 0795-43-0501	<input type="checkbox"/>
⑫ 介護保険料の減免	被保険者等	収入が減少した被保険者に対して、国が示す減免の基準に該当する場合に、保険料を減免 ※令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来する介護保険料が対象	◇ 加東市高齢介護課 0795-43-0440	<input type="checkbox"/>
⑬ 地方税の徴収猶予	納税者、納税義務者	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税、国民健康保険税の納付を1年間猶予	◇ 加東市税務課 0795-43-0398	<input type="checkbox"/>

5. その他生活に関連する支援制度等

制度の名称など	対 象	制度概要	問い合わせ先等	確認
① 自動車検査証の有効期間の延長	自動車検査証有効期間満了日がR2.4.8～R2.6.30の車両	自動車検査証の有効期限をR2.7.1まで延長 ※継続検査受検までに自賠責保険の契約期間の終期が到来する場合は、継続契約締結手続きをR2.7.1を限度として猶予	○ 兵庫陸運部(神戸ナンバー) 050-5540-2066 ○ 姫路自動車検査登録事務所(姫路ナンバー) 050-5540-2067	<input type="checkbox"/>
② 運転免許証の有効期間の延長	運転免許証の有効期間末日がR2.4.16～R2.7.31の者	有効期限までに手続きを行えば運転免許の有効期間の延長が可能	□ 県警交通部運転免許課 078-912-1628 □ 加東警察署 0795-42-0110	<input type="checkbox"/>

6. その他の支援など

制度の名称など	対 象	制度概要	問い合わせ先等	確認
① 加東市商工会実施事業補助(間接補助)	加東市商工会	加東市商工会が実施する、市内事業者への事業継続支援(事業継続のための特別相談窓口の設置やテイクアウト事業など)に対する補助	◇ 加東市商工観光課 0795-43-0531	<input type="checkbox"/>
② 加東市観光協会実施事業(間接補助)	加東市観光協会	多様な産業が甚大な被害をけていることを受け、加東市観光協会が実施する地域活性化のための各種取組に対する補助		<input type="checkbox"/>

※このほか、空気清浄器、マスク、消毒薬、非接触式体温計、手袋やサーモグラフィカメラ等を、それぞれの公共施設に購入、設置。

発行元 加東市秘書室
〒673-1493 加東市社50
加東市役所 庁舎4階
TEL 0795-43-0386・0387
FAX 0795-42-5633